

## 日曜日窓口業務の実施について（例規通達）

平成14年5月28日  
例規（運免）第27号

改正 平成17年4月27日例規（警）第25号  
平成28年1月19日例規（運免）第5号

みだしのことについて、下記のとおり定め、平成14年6月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、日曜日窓口業務実施要領（昭和57年9月14日付け例規（運免・運教）第29号）は、平成14年5月31日限り、廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者、運転免許証の記載事項の変更届出を行おうとする者及び免許の取消しを申請する者の利便を図るため、日曜日窓口の開設に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 開設する日及び場所

毎週日曜日（年末年始の休日期間（12月29日から1月3日まで）を除く。）に山形県総合交通安全センターにおいて開設するものとする。

#### 3 業務内容

日曜日窓口において処理する業務は、次のとおりとする。

- (1) 運転免許証の更新に関すること。
- (2) 更新時講習の実施に関すること。
- (3) 運転免許証の記載事項変更届出に関すること。
- (4) 申請による運転免許の取消し（全部取消に限る。）に関すること。
- (5) 運転経歴証明書の交付に関すること。

#### 4 業務処理体制

- (1) 原則として警部（相当職を含む。）以上の総括責任者を置くものとする。
- (2) 迅速適正な業務を推進するために、各担当業務に責任者を置くものとする。
- (3) 繁忙期等状況によっては、勤務員の増強を行うものとする。

#### 5 その他

日曜日窓口における業務の処理要領その他必要な細部事項は、交通部運転免許課長が別に定める。